

## 介護職員処遇改善加算の要件について

### ◎賃金改善を行う賃金項目及び方法

#### ○具体的な取組内容

- ・処遇改善手当は、毎月入金した介護職員処遇改善加算金を、当月の賃金締切日時点で在籍する介護職員に対して処遇改善手当として毎月支給する。
- ・入金した処遇改善手当の分配方法は、介護職員処遇改善加算金を支給対象職員数で一定金額を支給する。
- ・入金した処遇改善手当の一定額支給した残りを年二回の賞与として支給する。

### ◎キャリアパス要件

#### ○キャリアパス要件Ⅰ次の①～③すべて基準を満たす

- ①介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ②①に掲げる職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系を定めている。
- ③①②について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

#### ○キャリアパス要件Ⅱ次の項目両方の基準を満たす

○介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保する上で具体的な取組内容

①資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。

→研修計画概要 頻度：年間で4回程度 時間：30分から1時間程度 方式：社内研修。

社外のセミナーを受講した者が、社内でも報告するものも含む。講師：介護福祉士、介護職員の持ち回りで行う。

②資格取得のための支援の実施

→資格取得に係る費用を会社で二割負担して、本人の費用負担を減らすよう取り組んでいる。

○介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを具体的な内容

- ・経験に応じて昇給する仕組み
- ・資格等に応じて昇給する仕組み

## 職場環境等要件について(処遇改善加算・特定加算)

### ○入職促進に向けた取組

・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

### ○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

### ○両立支援・多様な働き方の推進

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短期間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

### ○腰痛を含む心身の健康管理

・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレッチや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

### ○生産性向上のための業務改善の取組

・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

### ○やりがい・働きがいの醸成

・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

## 要件を満たすことの確認・証明(共通)

確認項目	証明する資料の例
・加算相当額を適切に分配するための賃金改善ルールを定めました。	・就業規則、給与規程
・処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のための全額支出します。	・給与明細
・加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	・勤務体制表、介護福祉士登録証
・キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	・資質向上のための計画
・労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
・労働保険料の納付が適正に行われています。	・労働保険関係成立届、確定保険料申告書
・本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	・会議録、周知文書

## 賃金改善を行う賃金項目及び方法

### ◎経験・技能のある介護職員の考え方

○次の条件を満たす介護職員を経験。技能のある介護職員とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定。

①介護福祉士として勤務10年以上(系列法人の他、他法人における実務経験を含む)

- ②介護福祉士の資格を有する者
- ③勤務成績の評価が80以上である者

○賃金改善を行う給与の種類

- ・基本給・手当(既存の増額)・賞与

○具体的な取組内容

- ・特定処遇改善加算の新設

(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績表を考慮して各人ごとに決定)

特定処遇改善加算の額を次のとおりとする。

→経験・技能のある介護職員 月額10,000円～20,000円 他の介護職員 月額5,000円～10,000円

・処遇改善手当は、毎月入金した介護職員特定処遇改善加算金を、当月の賃金締切日時点で在籍する介護職員に対して

処遇改善手当として毎月支給する。

- ・入金した特定処遇改善手当の一定額支給した残りを年二回の賞与として支給する。

## 見える化要件について

◎ホームページへの掲載

- ・自社のホームページに掲載

◎その他の方法による掲示等

- ・事業所、施設の建物で、外部から見える場所への掲示